

第6章 量の見込み及び確保方策について

量の見込みについて、以下のとおり（第1回子育て・若者支援推進本部提出資料のとおりに）補正を行う。

【補正方法について】

■この数値は、国の定めた算出方法（第一期手引き参照）を基に、ニーズ調査より算出したものである。

■ただし、実態の数値とは乖離している部分が多く、補正値をかける必要がある。

■内閣府子ども・子育て本部参事官発出の平成30年8月24日付、事務連絡で以下の方針が示された。

「量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえるとともに、子育て安心プラン実施計画との整合性の確保を図りつつ、必要に応じて補正を行うこと。（特に、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起や、女性就業率の上昇傾向に留意）」

■上記の内容を踏まえ、今後の作業として、以下補正値等を使い、実態にあった数値としていく。

- ①過去の実績値からの、申込率、入所希望率、入所率、利用率等
- ②ニーズ調査からの、女性の就業率の伸び率（前回比）
- ③その他、ニーズ調査から判明した数値等

（第1回子育て・若者支援推進本部提出資料より抜粋）

【確認事項】

- ・以上のとおり、補正を行うが、ほかの要因が必要かどうか確認をしたい。
- ・補正を行う際は、資料提供・状況確認等、関係各課へご協力をお願いしたい。

【今後の作業スケジュール】

- ・7/2～ 関係課へ「量の見込み」・「確保方策」に必要な数字の提供を依頼。
- ・8/20～ 第3回専門委員会にて、「量の見込み」・「確保方策」について事務局（素案）をお示し予定。